

みんなで支えよう

介護保険

平成17年10月から介護保険施設などの利用料が変わります。



制度改正の背景	P.4
制度改正の主なポイント	P.6
居住費(滞在費)に関する見直しの主なポイント	P.9
食費に関する見直しの主なポイント	P.10

利用者と施設の契約に関する「ガイドライン」	P.11
居住費・食費の見直しに関するQ&A	P.12
[参考] 利用者負担額の変化 早わかり表	P.14

平成17年
10月から

介護保険施設などの 利用料が変わります。

● 対象となる方及び見直しが行われる費用

- 介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)の利用者 ……居住費、食費
- ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)の利用者 ……滞在費、食費
- デイサービス(通所介護)、デイケア(通所リハビリテーション)の利用者 ……食費

● 見直し内容

(1) 居住費(ショートステイの場合は滞在費)

居室は、多床室(相部屋)、従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室の4つに区分されます。
多床室(相部屋)については光熱水費相当、従来型個室・ユニット型準個室・ユニット型個室については室料と光熱水費相当が自己負担になります(具体的な金額は各施設で設定されます)。

(2) 食費

食材料費と調理費相当が自己負担になります(具体的な金額は各施設で設定されます)。

● 介護保険施設の居住費・食費の負担額(ショートステイを含む)

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

【単位:万円】(月額概数)

対象者	区分	居住費(居住の種類により異なる)				食費
		多床室(相部屋)の場合	従来型個室の場合※	ユニット型準個室の場合	ユニット型個室の場合	
生活保護受給者	利用者負担第1段階	0	① 1.0 ② 1.5	1.5	2.5	+ 1.0
市町村民税非課税者 世帯全員が	老齢福祉年金受給者					
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	1.0	① 1.3 ② 1.5	1.5	2.5	+ 1.2
	利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入が80万円超266万円未満の方など)	1.0	① 2.5 ② 4.0	4.0	5.0	+ 2.0
上記以外の方	利用者負担第4段階	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。				
		1.0	① 3.5 ② 5.0	5.0	6.0	+ 4.2

※ ①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。

※ 経過措置があります。詳しくは、9ページをご覧ください。

● 実際の負担額は、日額で設定されます(ショートステイも同じ)。

● 利用者のご負担は居住費・食費のほか、介護保険サービスの1割負担があります。その他、施設によっては、日常生活費、特別な室料(特別な食費)がかかる場合があります。

介護保険制度は、皆様の保険料と公費(税金)で支えられています。高齢社会の進展により、介護サービスの費用が増大するなか、保険料の上昇をできる限り抑えるためには、介護保険から給付される費用を効率化・重点化していくことが必要です。また、同じ要介護状態であれば、在宅と施設において給付と負担は公平であることが求められます。

こうした趣旨を踏まえ、平成17年10月利用分から所得の低い方の負担に配慮しつつ、介護保険施設などにおいて利用者の方に負担いただく費用に関する見直しを行います。

所得の低い方には十分な配慮を行うこととしています。

所得の低い方には、居住費・食費の負担額を低く設定するほか、特に年金額が老齢基礎年金水準相当の80万円以下の方(利用者負担第2段階)については、1割負担分の上限額も引き下げる(2.5万円/月→1.5万円/月)こととしました。この結果、これまでよりも10月以降の負担額は低くなります。

なお、利用者負担第4段階の方については、利用者と施設の契約により負担水準が決められるため、居住費・食費について一定程度、新たにご負担いただくこととなります。

例 特別養護老人ホームの多床室(相部屋)に入所されている方(要介護5・甲地)

利用者負担段階	現行の負担		平成17年10月からの負担
第1段階	2.5万円/月 1割負担分 1.5万円 食費 1.0万円 居住費 —	据え置き	2.5万円/月 1割負担分 1.5万円 食費 1.0万円 居住費 0円
	第2段階		4.0万円/月 1割負担分 2.5万円 食費 1.5万円 居住費 —
第3段階	4.0万円/月 1割負担分 2.5万円 食費 1.5万円 居住費 —	負担増を1.5万円程度に抑制	5.5万円/月 1割負担分 2.5万円 食費 2.0万円 居住費 1.0万円

このほか、所得の低い方には、次のような対応をきめ細かく行うこととしています。

- 社会福祉法人の運営する特別養護老人ホームに入所する方などの負担軽減制度の運用改善
- 高齢者夫婦などで、配偶者がユニット型個室の施設などに入所され、在宅の方の生活が困難となる場合の負担軽減制度
- 介護保険法施行前から特別養護老人ホームに入所されている方の負担据え置き制度
- 利用料を支払った場合に、生活保護の適用となる方についての負担軽減制度

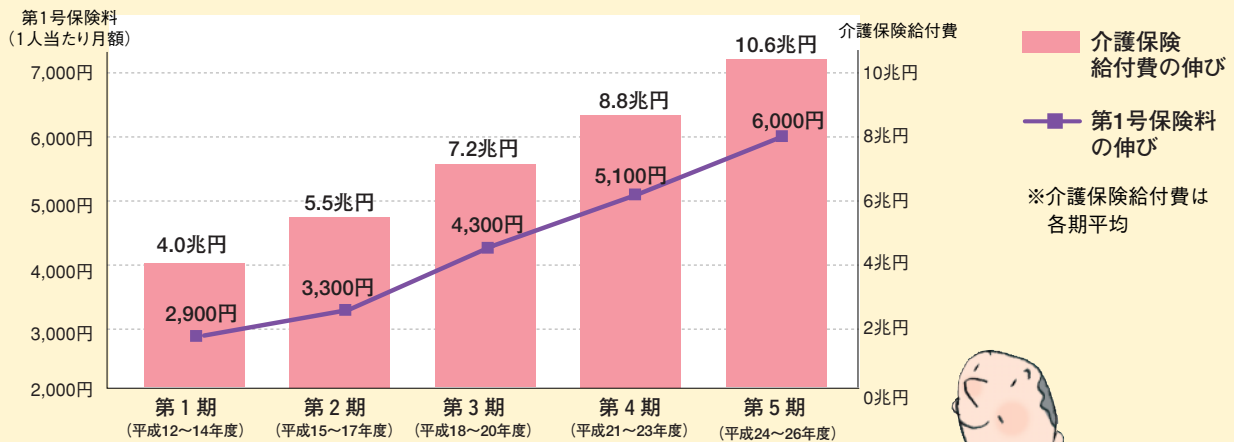


制度改革の背景

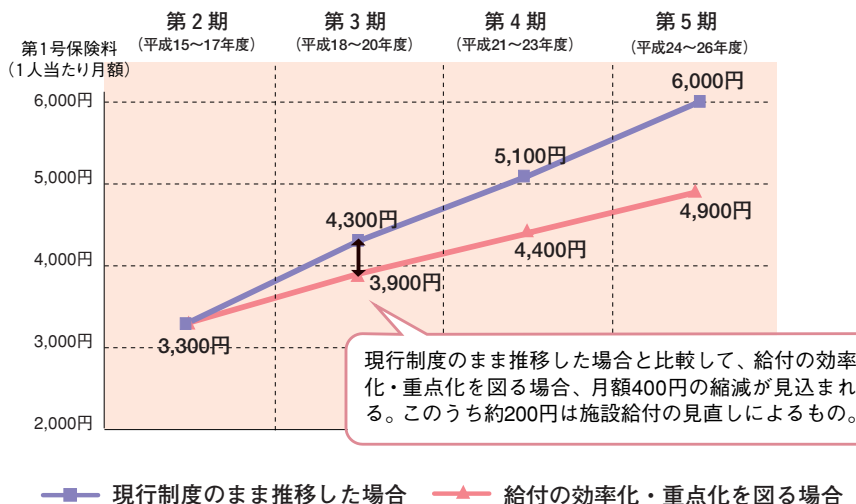
持続可能な制度のためには、保険給付の効率化・重点化が必要

- 介護保険制度は施行から5年を経て、国民の老後の生活を支える制度の一つとして定着してきました。一方で、介護保険制度から給付される費用は年々増大し、平成17年度では約7兆円(スタート時の約2倍)に達する勢いとなっています。
- 介護保険の給付費は、保険料と公費(税金)により支えられています。介護保険料は、高齢者の方にもご負担いただいておりますが、このままでは平成18年4月から、全国平均で月額1,000円程度の上昇が見込まれています(平成16年10月推計)。
- 保険料の上昇を抑えるためには、少しでも早く介護保険から給付される費用を効率化し、重点化していく必要があります。今回の見直しは、こうした趣旨を踏まえ平成17年10月から実施するものです。
- 今回の見直しにより、保険給付費は年間3,000億円程度減少し、保険料の上昇も全国平均で月額200円程度抑えられる見込みです。

● 制度改革を行わず、現行制度を継続した場合の 介護保険給付費の推移と第1号保険料(65歳以上の方：全国平均)の見直し



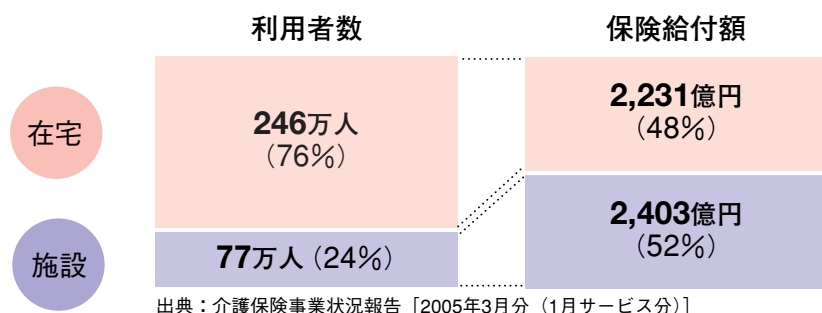
● 第1号保険料(全国平均)の見直し — ごく粗い試算 —



どこでサービスを受けても、給付と負担が公平となる仕組みに

- 現行制度では、同じ要介護状態の方でも、在宅生活の方と施設に入所(入院)されている方では費用負担が大きく異なっています。
- これは、在宅の場合は居住費(家賃、光熱水費など)や食費は本人が負担しているのに対し、施設に入所(入院)している場合は、これらの費用は保険から給付される(食材料費を除く)からです。なお、グループホームやケアハウスは現在でも、居住費・食費は利用者が負担しています。
- 今回の見直しは、同じ要介護状態であれば、どこでサービスを受けても給付と負担が公平となるよう、介護保険の保険給付の範囲を「介護」に要する費用に重点化し、「居住」や「食事」に要する費用は、保険給付の対象外とするものです。
- ただし、その場合でも所得の低い方の負担額は一定の範囲にとどまるよう、きめ細かな配慮を行っています。

● サービス利用者数及び保険給付額の比較



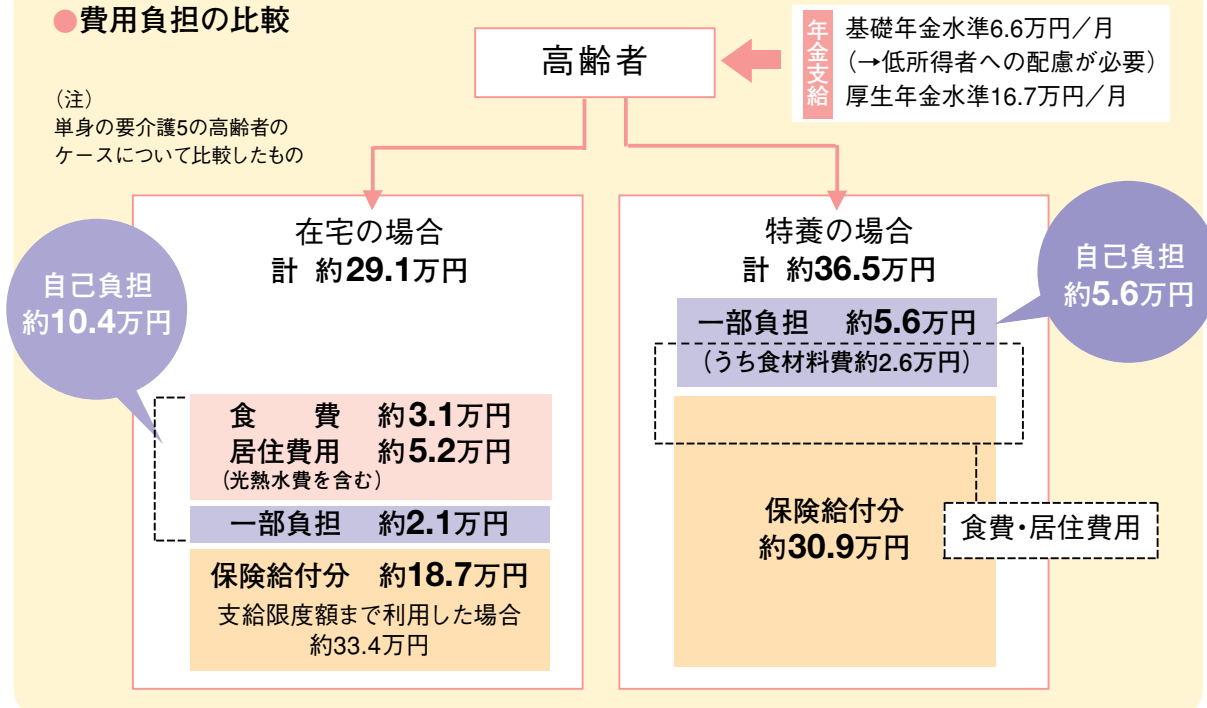
出典：介護保険事業状況報告 [2005年3月分 (1月サービス分)]



在宅と施設の比較

● 費用負担の比較

(注) 単身の要介護5の高齢者のケースについて比較したもの



制度改正の主なポイント

1. 「居住費」や「食費」は、介護保険の給付の対象外に

- 介護保険サービスにおいては、「居住費」※や「食費」は、保険給付の対象外となり、在宅の場合と同じように、利用者の方にお支払いいただくことが原則となります。

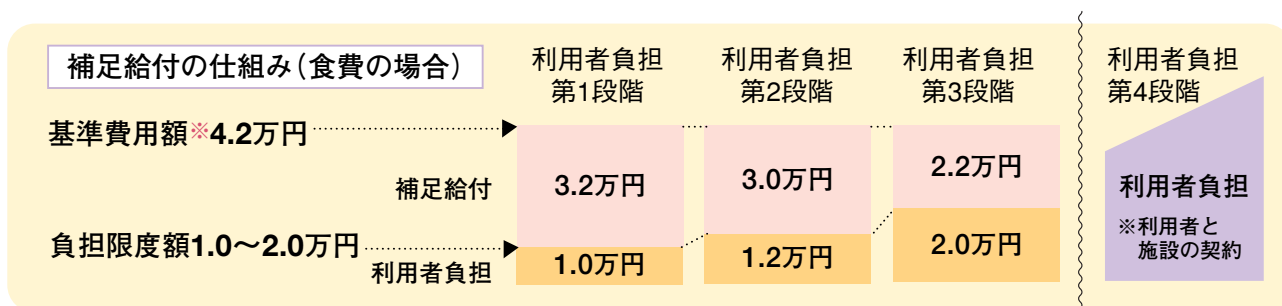
※ショートステイの場合は「滞在費」と呼びます。

- 今回の見直しで保険給付の対象から外れるのは、次の費用です。
 - ① 介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)における「居住費」及び「食費」
 - ② ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)における「滞在費」及び「食費」
 - ③ デイサービス(通所介護)、デイケア(通所リハビリテーション)における「食費」

2. 所得の低い方は居住費・食費の負担が低く抑えられています

所得の低い方には負担の限度額を設定 施設には補足給付(=特定入所者介護サービス費)を支給

- 居住費や食費の具体的な水準は、利用者と施設との契約によることが原則となりますが、所得の低い方には負担限度額を設け、施設には平均的な費用(=基準費用額)と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み(=補足給付)を新たに設けます。



※施設において現に要した費用が平均的な費用を下回る場合には、現に要した費用が基準費用額となります。

- 補足給付の対象となるのは、利用者負担第1段階～第3段階の方であり、具体的には、次のとおりです。

利用者負担段階	対象者
所得の低い方	第1段階 <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ● 生活保護受給者
	第2段階 <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
	第3段階 <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村民税世帯非課税であって、(課税年金収入が80万円超)利用者負担第2段階以外の方 (266万円未満の方など)
第4段階	● 上記以外の方

施設入所されている方の約6割(特養の場合は約8割)が該当

3. このほかの所得の低い方に関する施策

1 高額介護サービス費の見直し

利用者負担第2段階の方

- 現在、保険給付の1割は利用者の方にご負担いただいておりますが、1割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻される仕組み(=高額介護サービス費の支給)があります。
- 利用者負担第2段階の方については、この負担上限額を引き下げることとしています。

現行 24,600円/月



見直し後 15,000円/月

※在宅、施設共通。平成17年10月より適用。

2 社会福祉法人による

利用者負担軽減制度の運用改善

利用者負担第3段階の方も

- 現在、社会福祉法人が運営主体となっている特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の各サービスについては、法人が利用者負担を軽減した場合、国や地方自治体はその費用の一部を公費で補う仕組みがあります。
- 利用者負担第3段階のうち、所得の低い方がこの軽減の対象となるよう、対象者の年収要件を150万円に引き上げるなど、運用改善を行うこととしています。

社会福祉法人による利用者負担軽減制度の見直しのポイント

対象者の要件

市町村民税世帯非課税者であって、次の要件の全てを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして、市町村が認めた方。

- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

減額割合

減額割合は1/4(利用者負担第1段階の方は1/2)を原則とする。



3 高齢夫婦世帯等の居住費・食費の軽減

利用者負担第4段階の方

- 利用者負担第4段階の場合でも、高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合などには、居住費・食費を引き下げます。

対象者の要件

次の要件の全てを満たす方

- ① 市町村民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯(単身世帯は含まない。)
- ② 世帯員が、介護保険施設の「ユニット型個室」、「ユニット型準個室」又は「従来型個室」に入り、利用者負担第4段階の居住費・食費の負担を行っていること
- ③ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担(1割負担、居住費・食費の年額合計)を除いた額が80万円以下となること
- ④ 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること
- ⑤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと



4 旧措置入所者の負担軽減

- 介護保険法の施行(平成12年4月)前の措置制度のときから継続的に特別養護老人ホームに入所されている方については、措置制度のときの負担水準を超えることがないよう負担軽減措置を講じてきました。
- 負担軽減措置により実質的に負担軽減を受けている方(施設介護サービスの利用者負担割合が5%以下の方)については、居住費・食費に関する見直し後も、これらの費用負担を含めた負担水準全体について、措置制度のときの負担水準を超えることがないよう、同様の負担軽減措置を講じます。
- また、実質的に負担軽減を受けていない方(施設介護サービスの利用者負担割合が10%の方)については、一般の入所者と同様の利用者負担となりますが、所得の低い方については、一般の所得の低い方に関する施策により負担軽減が図られます。



5 利用料を支払った場合に、生活保護の適用となる方の負担軽減

- 本来適用すべき利用者負担段階とした場合に生活保護が必要となり、それより低い利用者負担段階であれば生活保護を必要としなくなる場合には、低い利用者負担段階に該当するものとし、負担軽減を行います。

居住費(滞在費)に関する 見直しの主なポイント

「居住費(滞在費)」の範囲は、居住環境に応じた設定が基本

「居住費」 の範囲	多床室(相部屋)	：	光熱水費相当
	従来型個室	：	室料 + 光熱水費相当
	ユニット型準個室	：	室料 + 光熱水費相当
	ユニット型個室	：	室料 + 光熱水費相当

所得の低い方の負担の上限は次のようになります

()内は月額概数

	負担限度額			基準費用額	
	第1段階	第2段階	第3段階		
多床室(相部屋)	0円/日(0円)	320円/日(1.0万円)	320円/日(1.0万円)	320円/日(1.0万円)	
従来型 個室	①特養等	320円/日(1.0万円)	420円/日(1.3万円)	820円/日(2.5万円)	1,150円/日(3.5万円)
	②老健・療養等	490円/日(1.5万円)	490円/日(1.5万円)	1,310円/日(4.0万円)	1,640円/日(5.0万円)
ユニット型準個室	490円/日(1.5万円)	490円/日(1.5万円)	1,310円/日(4.0万円)	1,640円/日(5.0万円)	
ユニット型個室	820円/日(2.5万円)	820円/日(2.5万円)	1,640円/日(5.0万円)	1,970円/日(6.0万円)	

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。
※なお、施設には平均的な居住費用(=基準費用額)と上表の負担限度額の差額が、補足給付として、介護保険から給付されます。

● 居住費(滞在費)に関する見直しの主なポイント

従来型個室には経過措置があります

- 従来型個室に既に入所(入院)されている方などについては、次のような経過措置を講じ、利用者負担が急増しないよう、激変緩和措置を講じます。

対象者の範囲

既入所者	従来型個室の既入所者のうち特別な室料を支払っていない者
新規入所者	<ol style="list-style-type: none"> ① 感染症や治療上の必要など、施設側の事情により一定期間(30日以内)個室への入所が必要な場合 ② 居住する居室の面積が一定以下である者 ※特養は10.65m²、老健は8m²、介護療養は6.4m²。 ③ 著しい精神症状等により、多床室(相部屋)では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が不可能である者

介護報酬

多床室(相部屋)と同額の報酬を適用

利用者負担

光熱水費相当

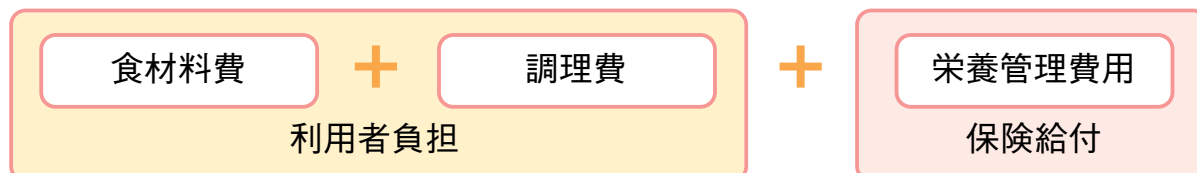
特別な室料

支払いを求めることができない。

食費に関する 見直しの主なポイント

食費の範囲は、「食材料費」+「調理費」相当

- 食費のうち、利用者負担となるのは、「食材料費」+「調理費」で、「栄養管理費用」は介護保険から給付されます。



所得の低い方の負担の上限は次のようになります

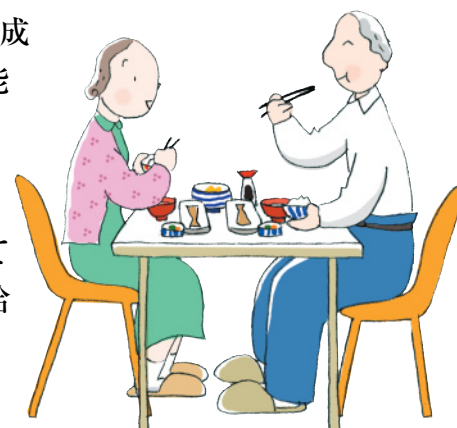
()内は月額概数

負担限度額			基準費用額
利用者負担第1段階	利用者負担第2段階	利用者負担第3段階	
300円/日 (1.0万円)	390円/日 (1.2万円)	650円/日 (2.0万円)	1,380円/日 (4.2万円)

※ なお、施設には平均的な食費(=基準費用額)と上表の負担限度額との差額が、補足給付として、介護保険から給付されます。

利用者一人一人の栄養状態や摂食状況に応じた個別の対応を重視し、 栄養ケアによって低栄養状態を改善(栄養ケアは保険給付の対象)

- 施設における食事や栄養管理については、これからは、次のような取り組みを進めていきます。
 - ① 利用者一人一人の健康、栄養状態を体重測定などによりチェック
(低栄養状態になっていないか、嚥下(えんげ)機能(=飲み込む力)はどうか など)
 - ② 一人一人の健康、栄養状態に基づいて、個別の計画を作成
(低栄養状態の予防・改善のための食事、摂食・嚥下機能に応じた食形態 など)
 - ③ 定期的なフォローアップ
- また、できる限り「自分の口で食べる」ことができるようにしていくとともに、糖尿病食などの工夫についても引き続き保険給付の対象とします。



利用者と施設の契約に関する「ガイドライン」

ガイドラインの意義

- 利用者の方にお支払いいただく「居住費」や「食費」の具体的な金額は、利用者と施設の契約によって定められることとなりますが、適正な契約が行われるよう、「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料に関するガイドライン」を示しています。

適正手続きのガイドライン

- 利用者又はその家族に対する書面による事前の説明
- 利用者の書面による同意(デイサービス(通所介護)、デイケア(通所リハビリテーション)を除く)
- 居住費・食費の具体的内容、金額の設定・変更等に関する運営規程への記載、施設内等への掲示



「居住費(滞在費)」の範囲等に関するガイドライン

「居住費」の範囲

- 居住環境に応じて設定(P.9参照)

「居住費」の水準を決めるに当たっての勘案事項

- 施設の建設費用(修繕・維持費用等を含む。公的助成の有無についても勘案すること)
- 近隣の類似施設の家賃、光熱水費の平均的な水準 など

「食費」の範囲等に関するガイドライン

「食費」の範囲

- 「食材料費」+「調理費」相当として設定

その他

- 「特別な室料^{※1}」と「特別な食費^{※2}」は明確に区別すること

※1 利用者の特別な希望に基づく居住環境(居室面積、立地条件、景観、インターネット接続等の利便性など)

※2 利用者の特別な希望に基づくメニュー、食材など

居住費・食費の見直しに関するQ&A

これまで、居住費・食費の見直しの考え方や具体的内容についてご紹介してきましたが、ここでは、いくつかの具体的な質問にお答えする形で、今回の制度改正についてご説明します。

Q1

平成17年10月からの改正に伴い、施設入所契約の変更は必要ですか。



施設や利用者からの質問

- 現在、施設に入所（入院）されている方は、既に結ばれている契約内容に基づき、利用者負担の契約の変更が必要になります。
- 利用者負担額や契約変更の具体的な手続きは、各施設により異なりますので、詳細については各施設にお問い合わせください。

Q2

年金収入も少ないので、居住費・食費の負担が軽減されると思うのですが、どのような手続きを取ればよいですか。



利用者からの質問

- 利用者負担第1段階から第3段階までに該当する方は、居住費・食費の負担が軽減されますが、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けて、施設の窓口提出する必要があります。
- 「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けるための申請手続きについては市町村（保険者）にお問い合わせください。

Q3

特別養護老人ホームの4人部屋に入所しています。入所前から一人暮らしで、年金以外の収入はなく、年金は月額6万円程度。要介護5です。私の負担はどうなるのでしょうか。



利用者からの質問

現在の利用者負担額
4.0万円/月



見直し後の利用者負担額
3.7万円/月

- この方は所得状況から見て「利用者負担第2段階」になると思われます。
- したがって、

	現在の負担額		見直し後の負担額
① 1割負担	： 2.5万円/月	➔	1.5万円/月
② 居住費	： —	➔	1.0万円/月
③ 食費	： 1.5万円/月	➔	1.2万円/月
合計	4.0万円/月	➔	3.7万円/月

となり、これまでと比べて、月額約3千円の負担軽減となります。

Q4

特別養護老人ホームのユニット型個室に入所しています。年金は月額10万円程度で要介護5です。今は何とか支払っていますが、食費などの負担が増えた場合、どうなるのでしょうか。



利用者からの質問

負担軽減制度が適用されない場合の利用者負担額
9.5万円/月



負担軽減制度が適用される場合の利用者負担額
7.2万円/月

- この方は所得状況から見て「利用者負担第3段階」になると思われますが、収入や預貯金等の要件（P.7参照）を満たしていれば、社会福祉法人による負担軽減制度の対象となります。
- これにより

	負担軽減制度が適用されない場合		適用される場合
① 1割負担	： 2.5万円/月	➔	1.95万円/月
② 居住費	： 5.0万円/月	➔	3.75万円/月
③ 食費	： 2.0万円/月	➔	1.5万円/月
合計	9.5万円/月	➔	7.2万円/月

となり、社会福祉法人による負担軽減制度が適用されない場合と比べて、月額約2.3万円の負担軽減となります。

※以下の事例では、特別な室料(特別な食費)や日常生活費は除いています。

Q5

特別養護老人ホームの従来型個室に入所していますが、室料は払っていません。要介護4で、年金は月額10万円程度(市町村民税世帯非課税者)です。私の負担はどうなるのでしょうか。



経過措置が適用されない
場合の利用者負担額
7.0万円/月



経過措置が適用される
場合の利用者負担額
5.5万円/月

- この方は所得状況から見て「利用者負担第3段階」になると思われますが、従来型個室における経過措置(P.9参照)の対象者であれば、居住費が減額されます。
- これにより

	経過措置が適用されない場合	適用される場合
① 1割負担	2.5万円/月	2.5万円/月
② 居住費	2.5万円/月	1.0万円/月
③ 食費	2.0万円/月	2.0万円/月
合計	7.0万円/月	5.5万円/月

となり、経過措置が適用されない場合と比べて、月額約1.5万円の負担軽減となります。

Q6

夫婦二人暮らしで、夫婦の年金の合計が月額19万円程度。夫は要介護5で、介護療養型医療施設のユニット型個室への入院を考えていますが、特別な室料がない場合でも月額約14万円かかると言われています。税制改正によって夫が市町村民税課税者となるので、夫が個室に入ったら、私の生活費は月額5万円程度しか残りません。預貯金は400万円程度です。何とかならないでしょうか。



特例減額措置が適用されない
場合の利用者負担額
13.9万円/月



特例減額措置が適用される
場合の利用者負担額
11.7万円/月

- この方は所得状況から見て「利用者負担第4段階」になると思われますが、高齢夫婦世帯等の居住費・食費の負担軽減(P.8参照)の対象者であれば、居住費や食費が減額されます。
- この方の場合は、食費が減額になりますので、

	特例減額措置が適用されない場合	適用される場合
① 1割負担	3.7万円/月	3.7万円/月
② 居住費	6.0万円/月	6.0万円/月
③ 食費	4.2万円/月	2.0万円/月
合計	13.9万円/月	11.7万円/月

となり、特例減額措置が適用されない場合と比べて、月額約2.2万円の負担軽減となります。

Q7

補足給付が支給されない場合があると聞いたのですが、どのような場合ですか。



- 補足給付は所得の低い方の負担を低く抑えることが目的ですので、施設が居住費・食費のいずれか一方でも負担限度額を超えて所得の低い方から費用の支払いを求めた場合、補足給付は行われません。
- 言い換えますと、所得の低い方から支払いを求める金額を負担限度額以下としていただくと、基準費用額と負担限度額の差額が施設に補足的に給付される仕組みとなっています。

参考 利用者負担額の変化 早わかり表

※従来型個室については、経過措置該当者は多床室(相部屋)の取扱いとなります(P.9参照)。

特別養護老人ホーム

現行の負担

平成17年10月からの負担

●利用者負担第1段階

[単位:万円](月額概数)

負担合計		負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋)	2.5	2.5	1.5	0.0	1.0
従来型個室		3.5*	1.5	1.0*	1.0
ユニット型準個室	—	4.0	1.5	1.5	1.0
ユニット型個室	4.5~5.5	5.0	1.5	2.5	1.0

●利用者負担第2段階

負担合計		負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋)	4.0	3.7	1.5	1.0	1.2
従来型個室		4.0*	1.5	1.3*	1.2
ユニット型準個室	—	4.2	1.5	1.5	1.2
ユニット型個室	7.0~8.0	5.2	1.5	2.5	1.2

●利用者負担第3段階

負担合計		負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋)	4.0	5.5	2.5	1.0	2.0
従来型個室		7.0*	2.5	2.5*	2.0
ユニット型準個室	—	8.5	2.5	4.0	2.0
ユニット型個室	7.0~8.0	9.5	2.5	5.0	2.0

●利用者負担第4段階

施設と利用者の契約により水準が決まりますが、平均的な費用額は次のとおりです。

負担合計		負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋)	5.6	8.1	2.9	1.0	4.2
従来型個室		10.4*	2.7	3.5*	4.2
ユニット型準個室	—	11.8	2.6	5.0	4.2
ユニット型個室	9.7~10.7	12.8	2.6	6.0	4.2

老人保健施設

現行の負担

●利用者負担第1段階

負担合計	
多床室(相部屋)	2.5
従来型個室*	
ユニット型準個室	—
ユニット型個室	—

★このほか、特別な室料(特別な食費)がかか

●利用者負担第2段階

負担合計	
多床室(相部屋)	4.0
従来型個室*	
ユニット型準個室	—
ユニット型個室	—

★このほか、特別な室料(特別な食費)がかか

●利用者負担第3段階

負担合計	
多床室(相部屋)	4.0
従来型個室*	
ユニット型準個室	—
ユニット型個室	—

★このほか、特別な室料(特別な食費)がかか

●利用者負担第4段階

施設と利用者の契約により水準が決まりま

負担合計	
多床室(相部屋)	5.9
従来型個室*	
ユニット型準個室	—
ユニット型個室	—

★このほか、特別な室料(特別な食費)がかか

従来型タイプ 全室個室タイプ

*具体的な金額の詳細については、市町村又は施設にお問い合わせ下さい。

平成17年10月からの負担

【単位:万円】(月額概数)

負担合計	1割負担	居住費	食費
2.5	1.5	0.0	1.0
4.0*	1.5	1.5*	1.0
4.0	1.5	1.5	1.0
5.0	1.5	2.5	1.0

る場合があります。

負担合計	1割負担	居住費	食費
3.7	1.5	1.0	1.2
4.2*	1.5	1.5*	1.2
4.2	1.5	1.5	1.2
5.2	1.5	2.5	1.2

る場合があります。

負担合計	1割負担	居住費	食費
5.5	2.5	1.0	2.0
8.5*	2.5	4.0*	2.0
8.5	2.5	4.0	2.0
9.5	2.5	5.0	2.0

る場合があります。

すが、平均的な費用額は次のとおりです。

負担合計	1割負担	居住費	食費
8.3	3.1	1.0	4.2
12.0*	2.8	5.0*	4.2
12.0	2.8	5.0	4.2
13.0	2.8	6.0	4.2

る場合があります。

介護療養型医療施設

現行の負担

平成17年10月からの負担

●利用者負担第1段階

【単位:万円】(月額概数)

現行の負担		平成17年10月からの負担			
	負担合計	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋)	2.5	2.5	1.5	0.0	1.0
従来型個室*		4.0*	1.5	1.5*	1.0
ユニット型準個室	—	4.0	1.5	1.5	1.0
ユニット型個室	—	5.0	1.5	2.5	1.0

★このほか、特別な室料(特別な食費)がかかる場合があります。

●利用者負担第2段階

現行の負担		平成17年10月からの負担			
	負担合計	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋)	4.0	3.7	1.5	1.0	1.2
従来型個室*		4.2*	1.5	1.5*	1.2
ユニット型準個室	—	4.2	1.5	1.5	1.2
ユニット型個室	—	5.2	1.5	2.5	1.2

★このほか、特別な室料(特別な食費)がかかる場合があります。

●利用者負担第3段階

現行の負担		平成17年10月からの負担			
	負担合計	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋)	4.0	5.5	2.5	1.0	2.0
従来型個室*		8.5*	2.5	4.0*	2.0
ユニット型準個室	—	8.5	2.5	4.0	2.0
ユニット型個室	—	9.5	2.5	5.0	2.0

★このほか、特別な室料(特別な食費)がかかる場合があります。

●利用者負担第4段階

施設と利用者の契約により水準が決まりますが、平均的な費用額は次のとおりです。

現行の負担		平成17年10月からの負担			
	負担合計	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋)	6.3	8.9	3.7	1.0	4.2
従来型個室*		12.9*	3.7	5.0*	4.2
ユニット型準個室	—	12.9	3.7	5.0	4.2
ユニット型個室	—	13.9	3.7	6.0	4.2

★このほか、特別な室料(特別な食費)がかかる場合があります。

